

長野県第二種特定鳥獣管理計画（第 4 期イノシシ管理）素案 概要

長野県森林づくり推進課 鳥獣対策室

計画策定の目的

※「保護」を削除

※下線部は第3期との主な変更点

科学的・計画的な管理により、イノシシと人との緊張感あるすみ分けの実現を図り、農林業被害の軽減及びイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持の他、人身被害発生の防止を図る。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 に基づく計画）

計画の期間

令和 5 年度から令和 10 年度までの 5 年間

(2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日)

対象地域

県全域

生息動向

(素案 P 3～4)

- ・イノシシは県内のほぼ全域に生息している。イノシシは個体数変動が激しく、生息数推定の実用的な方法は確立されていないため、生息数の推定は困難な状況である。このため、生息動向は狩猟者 1 人 1 日あたりの目撃数・捕獲数や関係者へのアンケート等により把握している。
- ・県内のイノシシは、令和元年 7 月以降に発生した豚熱により、多数のイノシシが感染・病死した影響で、生息数は減少したと考えられる。

第 3 期計画までの取組と評価

（1）管理体制と集落ぐるみの総合的な対策（素案 P 5）

- ・これまで集落ぐるみの総合的な対策として「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」の 3 つの対策を柱に取り組んできた。令和 3 年度の県調査では、県内の多くの集落で総合的な対策が実施されており、その対策の効果も認められている結果となった。
- ・しかしながら、一部の集落では、対策を実施しているものの効果が認められていないことから、今期計画では、県現地機関で構成される野生鳥獣被害対策チームが市町村と連携し、このような効果が認められていない集落への活動に重点を置き、その原因、対策の方法について支援していく必要がある。

（2）生息環境対策（素案 P 6）

- ・県内の多くの集落でヤブの刈払い等による緩衝帯整備が実施されており、その効果も認められていた。一方で、被害防除対策や捕獲対策に比べると、緩衝帯整備を実施している集落が少ないことから、引き続き、緩衝帯整備を推進していく必要がある。
- ・イノシシのエサとなる廃棄作物、未収穫の果実等についても、適切な処理がされておらず、イノシシを誘引する原因が残っている地域も見られることから、一層の周知を図る必要がある。

（3）被害防除対策（素案 P 7～8）

- ・イノシシによる農林業被害額は、農地周辺の侵入防止柵の設置等の総合的な対策の効果と、令和元年度以降県内で発生している豚熱によるイノシシの生息数の減少により、平成 23 年度以降 11 年連続で減少している。しかし、依然として令和 3 年度は 4,500 万円の被害が発生している。
- ・集落柵（広域的な侵入防止柵）では、河川や道路などの柵の未設置箇所からの獣類の侵入が課題となっていることから、侵入防止柵が設置できない場所では、侵入ルートにわなを集中的に設置して捕獲を行うことや、その周辺の緩衝帯整備を進める等の複合的な対策で、イノシシの出没を抑制するといった対応を進める必要がある。
- ・集落柵の維持管理不足により、柵の破損箇所、電気柵の漏電箇所から獣類が侵入する等の課題が発生していることから、適切な維持管理体制を整えとともに、集落柵設置の計画段階から維持管理がしやすい設置ルートの選定が重要である。

(4) 捕獲対策 (素案 P9)

- ・イノシシは繁殖力が非常に高いため、捕獲だけで被害を軽減させることは困難なことから、被害地周辺での「加害個体の捕獲」に重点を置いてきた。
- ・県内のイノシシの捕獲数は、平成 21 年(2009 年)度以降、6,000 頭以上で推移していたが、令和 2 年(2020 年)度及び令和 3 年(2021 年)度の捕獲数は令和元年(2019 年)度の半数程度となった。その要因として、令和元年(2019 年)7 月に県内でイノシシの豚熱感染が確認され、その後県内の多くの地域に拡大したことで、多数のイノシシが病死し、生息数が減少したと考えられる。

(5) 狩猟者の確保・育成 (素案 P10)

狩猟免許所持者数は、近年横ばい傾向で、60 歳以上が全体の 6 割を占め高齢化が進んでいる。県ではこれまで、新規狩猟免許試験の申込者に対する事前講習会の開催や、新規捕獲者の養成学校を開校する等、捕獲者の育成に取り組んできた。これらの取組により、新規の担い手が着実に増加していることから、引き続き捕獲者の確保・育成に取り組む必要がある。

(6) 人身被害等の状況 (素案 P11)

- ・近年、河川沿いの溪畔林やヤブの中を移動しているうちに市街地に迷い込んだとみられるイノシシに、かみ付かれたり、突進されたりして怪我をする人身事故が発生している。このため、山際や河川沿いのヤブ払い等によりイノシシの警戒心を高め、市街地等への侵入を阻害することが必要である。
- ・集落内の収穫残さを含む廃棄作物、生ゴミ等はイノシシを含む野生動物のエサとなり、無意識の餌付けとなって、人身事故につながる恐れがあることから、誘因物を適切に処理するよう引き続き周知を図っていく必要がある。

(7) 豚熱対策 (素案 P12～13)

- ・令和元(2019)年7月に木曽地域で野生イノシシへの豚熱感染が確認されて以降、家畜衛生部局等と連携しながら野生イノシシにおける感染確認検査、感染拡大防止のための捕獲強化、経口ワクチン散布による抗体付与、捕獲従事者及び狩猟者の交差汚染対策等を実施してきた。
- ・県内では、豚熱感染イノシシは減少傾向であるが、豚熱感染後に生き残ったイノシシの繁殖、出産が進んだ結果、抗体を持たない個体が増加傾向にある。
- ・隣接県では依然として散発的に感染イノシシが確認されており、全国的には未だ終息に至っていないことから、他地域からの豚熱ウイルスが再侵入した場合は、抗体を持たない個体が感染して豚熱が県内で再拡大する危険性がある。
- ・現在の豚熱対策は欧州の対策事例を参考に実施しているが、国内のイノシシの生息地である森林は、欧州よりも連続しており、かつ急峻で地形的な相違点が多く、国内における豚熱ウイルスの終息には長期化が予想されている。このため、豚熱対策は長期化を見据えた上で、養豚場にウイルスを侵入させないための農場及び農場周辺の防疫対策の徹底に重点を置いて対策を行っていく必要がある。
- ・国内の豚熱の発生状況から、イノシシの移動距離とは考えにくい長距離の移動場所での感染が発生しており、車や靴へのウイルスの付着など人によるウイルスの運搬が指摘されている。このため、山林に入るキャンプ場利用客、登山客などの観光客等に対し、靴の泥を山で落とす、車のタイヤを洗浄する等の豚熱ウイルス拡散防止対策の一層の協力を依頼・周知していく必要がある。

「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施する。

- ① 対策の実施にあたっては、県、市町村、農林業団体、集落、地域の捕獲者等関係者が共通認識のもとに連携して取り組めるよう、野生鳥獣被害対策チームが、必要な助言及び指導を行う。
- ② 地域でイノシシの加害、出没、対策等を表示した被害情報マップを作成し、現状を目に見える形にした上で、対策の計画、実施、見直しを行う。

管理の実施方法等**ア 生息環境対策** (素案 P16)

- ・生息環境対策は、イノシシを人里に寄せ付けないために、緩衝帯整備と誘引物の除去を基本とする。
- ・緩衝帯整備は、侵入防止柵等の設置と併せて実施することにより、出没を減少させる効果があること、侵入防止柵の見回りや補修等の維持管理がしやすくなること、見通しが良くなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等、多くの効果があることから、イノシシの管理の基盤整備と位置づけて推進する。河川敷等の獣類の移動ルートとなり得る箇所の緩衝帯整備も推進する。
- ・イノシシのエサとなる収穫残さ、廃棄果実等の誘引物の除去、適切な処理を徹底する。

イ 被害防除対策 (素案 P16)

- ・農業被害の防除は侵入防止柵の設置を基本とし、被害情報マップを活用し集落の被害状況や防除の現状を把握した上で、現場状況に応じた柵の種類を選択する。
- ・侵入防止柵の設置は、適正な維持管理が不可欠であり、管理がしやすいルートを前提に設置し、継続的な管理を行う。
- ・計画・実施にあたっては対策チームが計画段階から関与する。

ウ 捕獲対策 (素案 P17～19)**① 許可捕獲（有害捕獲）による捕獲**

- ・生息環境対策、被害防除を優先した上で、加害個体の捕獲を被害地周辺で行う。
- ・銃猟は、イノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから推進し、捕獲者の減少及び高齢化が著しい現状を踏まえ、引き続き捕獲者の確保・育成を進める。

② 狩猟による捕獲の推進

- ・わな猟の狩猟期間の延長、くくりわなの径の規制の解除を継続する。
- ・農林業被害の発生状況等、地域の実情に応じて、狩猟期間にニホンジカ、イノシシのみ捕獲することができる「狩猟鳥獣捕獲等禁止区域」への見直しを行う。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の活用

- ・万が一、国内でアフリカ豚熱等の家畜伝染病が発生し、家畜防疫上、集中的かつ広域的な管理が必要な場合は、県は鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

④ 錯誤捕獲の防止

- ・県内では、イノシシの有害捕獲、ニホンジカの管理捕獲を目的としたくくりわなによるツキノワグマ、カモシカ等の錯誤捕獲が多数発生している。このため、錯誤捕獲の発生時に備え、速やかに放獣ができる体制を整えるとともに、錯誤捕獲が発生しにくいわなを使用する等の錯誤捕獲の防止に努める。

エ イノシシのエサとなる生ゴミ等の管理・エサやりの禁止（素案 P20）

野生動物へのエサやりは人慣れを生じさせ、農林業被害や人身被害、生態系の攪乱につながることから、観光客も含めた一般市民に対して、エサやりの禁止について啓発を行う。

オ 豚熱等の家畜伝染病対策の周知（素案 P20）

豚熱等の家畜伝染病の交差汚染防止を図るため、山林に入るキャンプ場利用客、登山客などの観光客等に対し、靴や車の泥を山で落とす、車のタイヤを洗浄する等の豚熱ウイルス拡散防止対策を周知する。

カ ダニ媒介感染症への対応の周知（素案 P21）

人獣共通感染症として、マダニが媒介する SFTS（重症熱性血小板減少症候群）を始めとしたダニ媒介感染症等が国内で発生していることから、山林や野原などに入る際にはダニに咬まれないよう皮膚の露出を避ける等、捕獲者及び狩猟者への注意喚起、普及啓発を行う。

キ 放獣等の禁止（素案 P21）

県内では、イノシシ等の放獣行為（狩猟資源確保等を目的として、生息数の少ない地域への個体の放獣や飼養個体の放獣等）が行われている情報はないが、こうした行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的特性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性を伴うことから、絶対に行わない。

ク 森林の整備（素案 P21）

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

新たな技術

（素案 P22）

効果的な被害対策や、新たな猟法及び錯誤捕獲が発生しにくいわなの改良等について、国及び他県の研究機関とも連携し、情報収集を行うとともに必要に応じて現地での実証を行う。

普及啓発

（素案 P22）

- ・地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携し、必要とする集落等に対し、市町村及び対策チームによる集落点検や学習会等による普及啓発を行う。
- ・緊張感あるすみ分けを進めるため、キャンプ場利用客や登山客などの観光客や別荘住民等を対象に、エサやりの禁止、イノシシのエサとなる残飯の適切な処理等の普及啓発に努める。

モニタリング等の調査研究

（素案 P23）

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行い、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するとともに、必要に応じて計画等の見直しに活用する。

計画の実施体制

（素案 P24～26）

効果的な管理施策を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協力し取り組む。特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織や集落住民が施策に積極的に参画し実施できるように配慮する。